

食品安全委員会農薬第一専門調査会

第25回会合議事録

1. 日時 令和6年4月22日（月） 14:00～14:31

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

池原専門委員、井上専門委員、佐藤専門委員、中島専門委員、堀本専門委員、
美谷島専門委員、與語専門委員、義澤専門委員、和田専門委員

(専門参考人)

小澤専門参考人、小野専門参考人、清家専門参考人、祖父江専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、脇委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、紀平評価第一課長、寺谷評価調整官、横山室長、
栗山室長補佐、柴田室長補佐、糸井専門官、鈴木専門官、駒林係長、鈴木係長、
山守係長、貞廣専門職、藤原専門職、石井技術参与

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2 農薬第一専門調査会専門委員等名簿（令和6年4月現在）

参考資料1 令和6年度食品安全委員会運営計画

参考資料 2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について

6. 議事内容

○栗山室長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第25回、農薬第一専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中御出席をいただき、ありがとうございます。

事務局の室長補佐を務めます栗山と申します。僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、会場傍聴者を受け入れ、また、Web会議システムの映像をYouTubeによりライブ配信することにより、公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、農薬第一専門調査会の専門委員9名、専門参考人4名に御出席をいただいております。

このたび、4月1日付けをもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、まず初めに、山本食品安全委員会委員長より御挨拶させていただきます。

○山本委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の山本です。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長として御礼を申し上げます。

内閣総理大臣名の令和6年4月1日付け食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員が所属する専門調査会は委員長が指名することになっており、先生方を農薬第一専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。先生方には、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会での審議に御参画いただきますようお願いいたします。

また、通常、私どもが考える科学は、精密かつ多数のデータを基に正確な解答、真理を求めていくものです。

一方、リスク評価は多数の領域の各部門が力を合わせて判断していく科学、レギュラトリーサイエンスの一つであると考えられております。リスク評価では、あるときは限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何が言えるのかを突き詰め、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められることもあるという点も御理解いただき

たいと思います。

なお、食品安全委員会の審議につきましては、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合などを除き、原則公開ということになってございます。公開することによるメリットとしては、先生方の御経験を生かした御発言や、最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった評価方法の概要や活用の意義といったものを国民の皆様に広く御理解いただけて、情報の共有に資するものと考えてございます。

食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝、疫学など、幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

この農薬第一専門調査会は、農薬全般に関する事項や農薬取締法に基づく再評価を契機とする評価に関する事項について調査審議を行うために設置されております。引き続き農薬の評価が適切に行われるよう、農薬全般に関する事項についても御審議いただきますとともに、再評価を契機とする評価について、最新の国際的な考え方や様々な公表文献といった最新の科学的知見に基づき、評価目的を踏まえた御審議を行っていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように御尽力いただきますことを重ねてお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうもよろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

では、次に本日配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、座席表のほか、

資料1-1として、食品安全委員会専門調査会等運営規程。

資料1-2として、食品安全委員会における調査審議方法等について。

資料1-3として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について。

資料2として、農薬第一専門調査会専門委員等名簿。

参考資料1として、令和6年度食品安全委員会運営計画。

参考資料2として、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について。

以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

資料はホームページに掲載されております。

なお、本日はWeb会議形式を利用して参加されている先生もいらっしゃいますので、こちらの注意事項を3点お伝えいたします。

1つ目、カメラは基本的にオンにさせていただきますようお願いいたします。また、マイクは発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただくようお願いいたします。

2つ目、こちらは発言時の内容となりますが、御発言いただく際は、まず、お手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手をいただきます。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局または座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにして、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただいて、発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとする形での対応をお願いいたします。

3つ目、こちらは接続不良時の内容となりますけれども、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラボタンをクリックいただくとオンオフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですが、チャット機能を利用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

次に、議事2として専門委員等紹介です。専門委員につきまして、私の方からお名前の五十音順に紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにいただき、御所属や専門分野など、一言御発言をいただければ幸いです。発言が終わられました方はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

では、御紹介させていただきます。

まず、池原賢代専門委員。

○池原専門委員

大阪大学の池原と申します。

専門は疫学です。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

よろしくお願いいたします。

続きまして、井上真奈美専門委員。

○井上専門委員

国立がん研究センターの井上真奈美と申します。

引き続き専門委員として、主に疫学を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、佐藤洋専門委員。

○佐藤専門委員

岩手大学の佐藤です。よろしくお願いします。

専門は毒性になります。

○栗山室長補佐

続きまして、中島美紀専門委員。

○中島専門委員

金沢大学ナノ生命科学研究所、薬学系を兼任しております中島と申します。

専門は動物体内動態です。よろしくお願いします。

○栗山室長補佐

続きまして、堀本政夫専門委員。

○堀本専門委員

堀本です。

元は千葉科学大学に所属しておりました。専門は主に生殖発生です。よろしくお願いします。

○栗山室長補佐

続きまして、美谷島克宏専門委員。

○美谷島専門委員

美谷島と申します。

東京農業大学におります。専門は一般毒性だと思います。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、與語靖洋専門委員。

○與語専門委員

與語です。

私は公益財団法人日本植物調節剤研究協会です。専門としては植物代謝及び環境中の動態を担当しております。よろしくお願いします。

以上です。

○栗山室長補佐

続きまして、義澤克彦専門委員。

○義澤専門委員

武庫川女子大学の義澤と申します。

専門は毒性です。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、和田恵子専門委員。

○和田専門委員

岐阜大学の和田と申します。

専門は疫学です。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

以上、9名の専門委員に御出席いただひておひります。

また、専門参考人として、まず小澤正吾専門参考人。

○小澤専門参考人

今年度から専門参考人を仰せつかりました小澤正吾と申します。

22年度まで岩手医科大学におひりました。専門は動物体内動態です。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

続きまして、小野敦専門参考人。

○小野専門参考人

岡山大学の小野と申ひます。

専門は一般毒性です。よろしくお願ひいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、清家伸康専門参考人。

○清家専門参考人

農研機構の清家と申ひます。

専門は環境、植物代謝になります。よろしくお願ひいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、祖父江友孝専門参考人。

○祖父江専門参考人

昨年まで大阪大学だったのですが、3月末で退官しまして、今、所属としては国立がん研究センターのがん対策研究所となっています。

専門はがんの疫学なのですが、今回疫学の方々が増えて心強い限りです。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

以上、4名の専門参考人に御出席いただひておひります。

久米利明専門委員、平林容子専門委員、本間正充専門委員、栞形麻樹子専門参考人、杉山圭一専門参考人は、いずれも本日御都合により御欠席との連絡をいただひておひりますので、お名前のみ御紹介させていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いたしました山本委員長、農薬に関する専門調査会の主担当の浅野委員、副担当の脇委員が出席しておひります。

事務局につきましては、本日、中事務局長、及川次長、紀平評価第一課長、寺谷評価調整官、このほか、評価第一課から事務局員が参加しておひります。

また、事務局の人事異動について御報告いたします。4月1日付けで専門官の落合が異動いたしまして、後任として専門職の貞廣が着任しておひります。それから、係長の原田が

異動しまして、後任として係長の鈴木が着任しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事（３）の専門調査会の運営等についてでございます。

課長の紀平のほうから御説明させていただきます。

○紀平評価第一課長

それでは、お手元の資料１－１、１－２、１－３を使いまして、運営規程等につきまして御説明させていただきます。

まず、資料１－１を御覧ください。

こちらが食品安全委員会の専門調査会等における運営規程となっております。

内容について、かいつまんで御紹介させていただきます。

第２条のほうに専門調査会の設置等についての規定がございます。

こちら、２項のほうで、専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は委員長が指名するとなっております。先ほど山本委員長からの御挨拶の中でもその旨があったかと思ひます。

次の第３項におきまして、座長選任についての規定がございます。専門調査会に属する専門委員の互選により座長を選任するとされております。

また、次の第５項を御覧いただきますと、座長代理に関する規定がございます。座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとなっております。

続いて、２ページ目にお進みください。

こちらの上のほうですけれども、第４条の第３項に専門参考人に関する規定がございます。座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者、これが専門参考人に当たる方ですけれども、に対し、専門調査会に出席を求められることができるとされております。

このような運営規定に沿って、今後運用させていただきたいと考えております。

また、次の３ページ目を御覧いただきますと、各専門調査会における所掌についての記載がございます。

農薬につきましては、真ん中辺りにありますように第一から第五までの専門調査会がございます。この第一専門調査会につきましては、それ以降、第二から第五に所掌するものを除くとなっておりますけれども、その次の下のところにありますとおり、農薬につきましては、委員長がどこの専門調査会で調査審議を行っていただくかを指定するという形となっておりますので、その指定に基づきまして御審議をお願いできればと思ひます。

続きまして、資料１－２を御覧ください。

資料１－２は、食品安全委員会における調査審議方法等についてとなっております。

上のほう、１としまして基本的な考え方がありますがけれども、３行目を御覧いただきますと、記載のとおり、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行うこととしております。

これにつきまして、次の2の項目のほうで調査審議に参加させない場合というものを列挙しております。

2の(1)につきまして、①以降を御覧いただきますと、①の中では調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業、その関連企業、同業他社、これを「特定企業」としておりますけれども、そちらの企業から取得した金品についての規定というものがございます。

②につきましては、特定企業の株式を保有している場合。

それから、③につきましては、特定企業の役員等に就任している場合。

④としまして、対象品目の申請資料の作成に協力した場合。

4ページ目にお進みいただきまして、⑤としまして、リスク管理機関の審議会の長である場合。

それから、⑥としまして、その他中立公正を害するおそれがあると認められる場合という規定がございます。

また、その下のほう、別表としましては、先ほど①のところがありました特定企業からの金品の授与につきまして、その金額についての規定がございます。

これらにつきまして、上のほうに戻りますけれども、(2)としまして、これらの事実の有無を記載した確認書の提出を専門委員の先生方をお願いしているというものでございます。

そして、その下、(4)ですけれども、開催する委員会等、こちらは専門調査会も含めますけれども、専門調査会の都度、この確認をさせていただくということになります。先生方にはお手数をおかけしますが、中立公正な審議のために御協力いただければと思います。

また、資料1-3のほうでは、本日の会議に向けて事前に御提出いただいた資料をお付けしております。

以上でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

では、皆様よろしいでしょうか。ただいま御説明のあった内容について御確認いただきまして、また、御留意いただきまして、専門委員等をお務めいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、議事の(4)、座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思っております。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

どなたか御推薦はございませんでしょうか。

美谷島専門委員。

○美谷島専門委員

美谷島です。

座長につきましては義澤専門委員が適任と考えるので、御推薦いたします。

○栗山室長補佐

それでは、そのほかいかがでしょうか。

中島専門委員。

○中島専門委員

私も義澤先生と同じ委員会で御一緒させていただくことが長く、義澤先生が御適任と思いますので、推薦させていただきます。

○栗山室長補佐

そのほかいかがでしょうか。

ただ今、美谷島専門委員、中島専門委員から義澤専門委員を座長にという御推薦がございました。そのほかいかがでしょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございますので、こちらをもちまして、座長に義澤専門委員が互選されました。

それでは、義澤座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○義澤座長

義澤です。

非常に大役で緊張しております。食品安全委員会の専門委員として、大体延べ15年目なのです。けれども、その経験を本当に生かせるかどうか非常に緊張しているのですけれども、皆さんの御協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会の属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

なお、これ以降の議事の進行は義澤座長をお願いいたします。

○義澤座長

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明があった座長代理の指名についてですが、私から美谷島専門委員に代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、美谷島先生。

○美谷島専門委員

お引き受けいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○義澤座長

お引き受けくださりありがとうございます。

それでは、美谷島座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○美谷島座長代理

美谷島でございます。

座長代理ということで、義澤先生の足を引っ張らないようにやっていきたいと思っております。

あと、義澤先生に御無事で期間をお過ごしただいて、私の出番がないのが一番だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○義澤座長

ありがとうございます。多分事故は起こさないとはいえませんが、その際にはよろしくをお願いいたします。

さて、その他の議事に移りたいと思っております。

令和6年度食品安全委員会運営計画について、事務局より説明をお願いいたします。

○紀平評価第一課長

それでは、お手元に参考資料1を御用意ください。

参考資料1としまして、令和6年度食品安全委員会運営計画がございます。

こちら、毎年度、委員会のほうで運営計画を策定しておりまして、年度最初の専門調査会の機会に御説明させていただいております。

本日は本年度最初の会ということで、御説明さしあげます。

では、参考資料1をおめくりいただきまして、3枚目を御覧ください。下のページ番号ですと1ページと入っております。

この運営計画の審議の経緯についてですけれども、本年2月の企画等専門調査会のほうで御審議いただきまして、2月6日の食品安全委員会で報告し、そこから30日間国民からの意見の募集を行っております。その結果を踏まえまして、3月19日の食品安全委員会で御意見をいただき、策定されたものとなります。

内容について、次のページから御紹介させていただきます。

第1の運営方針につきましても、従前のおりかと思っております。

第2の委員会の運営全般につきましても、基本的には従前どおりですけれども、その下、(5)にございますリスク管理機関との連携の確保についての記載です。この後、別の資料で御説明させていただきますけれども、本年4月、今月から消費者庁に食品衛生基準行政が厚生労働省から移管されております。これを踏まえまして、より一層リスク管理機関との連携を確保するという事としております。

また、次の(6)につきましても、昨年度も同様ですけれども、委員会におけるDXの取組についてということで、各種技術等の活用に向けた検討を進めてまいります。

それから、次のページ、第3としまして食品健康影響評価の実施の項目がございます。

こちら、1の(1)にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件についての記載がございます。また、その中では「特に」ということで、こちら昨年度も同様で

すけれども、農薬の再評価について適宜評価を進めるという記載がございます。

少しページを進んでいただきまして、下のページ番号でいきますと5ページを御覧ください。PDFだと7ページ目になるかと思えます。

第5としまして、食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進に関する記載がございます。食品安全委員会のほうで進めております研究・調査事業につきましては、ここにありますロードマップというものに基つきまして、事業の推進をしているということでございます。

その下、(3)を御覧いただきますと、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、この事業を進めるということとしております。

このロードマップについてですけれども、次のページへお進みいただきまして、真ん中辺りの4番を御覧いただきますと、ロードマップの改正に関するものがございます。このロードマップにつきましては、おおむね5年ごとに見直しを行ってきましては、今年度が改正の年に当たるということで、今後の長期的な課題を整理し、新たなロードマップの策定に取り組んでいくというものでございます。

その下、第6のリスクコミュニケーションなどにつきましては従前どおり、少し記載の見直し等を行ってまいりますが、各種媒体・機会を通じましてリスクコミュニケーションに取り組んでまいりたいというものとなっております。

少し進んでいただきまして、下のページ番号でいきますと11ページ、PDFだと13枚目を御覧ください。

第9としまして、国際協調の推進に関する記載がございます。こちらも従前どおりですけれども、今年度も各種会議の場を通じまして取組を進めてまいりたいというものです。随分対面での会議も復活しているという状況ですけれども、こちらの11ページ目の下のほう、本年4月と書いてありますけれども、コーデックスの各種会議が開催されております。先週、今週、参加している職員もおりますけれども、従前に続きましてこういった国際会議への参加を進めてまいります。

次のページへお進みいただきますと、JMPRですとかOECDの農薬作業部会に関する記載もございます。

このような取組を含めまして、今年度も各種取組を進めてまいりたいと考えております。またお時間のあるときに全体にお目通しいただければと思います。

こちらの運営計画についての御説明は以上です。

○義澤座長

ありがとうございます。

以上、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

特にございませんか。

では、続きまして、食品安全委員会決定の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

○栗山室長補佐

では、参考資料2をお開きください。

参考資料2に基づき、食品安全委員会の一部改正の御説明を申し上げます。

こちらは4月2日の第936回食品安全委員会の資料の抜粋でございます。

タイトルでございますこの法律等がこの4月に施行されまして、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことなどに伴いまして、食品安全委員会決定の一部改正がございました。

「2. 改正の概要」の(1)と(5)が農薬関係の文章でございます。変更内容につきまして、新旧の表の農薬関係文書の部分を抜粋しておりまして、この資料で3ページ目を例えば御覧いただきますと、一番下の下線部です。これまで厚生労働省となっていたところが消費者庁になるといった変更でございます。

以下、同様のものございまして、いずれも規定の整理ということになります。

以上です。

○義澤座長

以上、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

特にございませぬ。

事務局からほかに連絡事項はありますか。

○栗山室長補佐

本調査会の今後の審議予定につきまして、大まかにお話しいたします。

現在、再評価に係る評価要請を受けております個別剤の評価を継続して進めるとともに、代謝物等の評価の考え方の作成に向けた検討につきましても、先生方に御相談しつつ、今後進めていく予定でございます。

以上です。

○義澤座長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第25回、農薬第一専門調査会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

以上